

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【公開番号】特開2015-26398(P2015-26398A)

【公開日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2014-225046(P2014-225046)

【国際特許分類】

G 06 Q 40/08 (2012.01)

G 06 Q 40/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 40/08

G 06 Q 40/02 1 1 8

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月19日(2016.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯端末と、該携帯端末が通信回線を介して接続可能なサーバと、を具備するシステムであって、

前記携帯端末は、

プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記サーバに設けられた第1のデータベースに管理された顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かが判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて格納する記憶部と、

該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する画面制御部と、

前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部と、
を備え、

前記サーバは、

各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、前記携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する前記第1のデータベースと、設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベースと、を備え、

前記画面制御部は、

告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示し、

前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示し、前記告知書フォームに入力された告知内容は、前記携帯端末から前記サーバに送信され、管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納される、
ことを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記画面制御部は、告知書への記入及び面接士との面接を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示する、ことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記告知書フォームへの入力は、デジタルペンにより紙媒体の告知書に手書きで記載された告知内容が、無線通信により前記デジタルペンから前記携帯端末に送信されることにより行われる、ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

締結された保険契約の設計内容を特定する設計番号が、前記携帯端末から決済端末に送信される、ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のシステム。

【請求項5】

前記複数の設計内容は、前記サーバから前記携帯端末に送信されたものである、ことを特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載のシステム。

【請求項6】

前記判定部は、前記サーバが各設計内容を前記携帯端末に送信する前に、各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う、ことを特徴とする請求項1から請求項5のいずれかに記載のシステム。

【請求項7】

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ各設計内容の前記携帯端末への送信を許可する、ことを特徴とする請求項1から請求項6のいずれかに記載のシステム。

【請求項8】

前記判定部は、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記サーバが前記携帯端末から受信したときに前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ試算結果の前記申込画面への表示及び前記設計書の印刷を許可する、ことを特徴とする請求項1から請求項7のいずれかに記載のシステム。

【請求項9】

前記判定部は、さらに前記顧客情報に基づいて前記判定を行う、ことを特徴とする請求項1から請求項8のいずれかに記載のシステム。

【請求項10】

前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容は、前記選択された設計番号と関連づけて前記記憶部に記憶され、

前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信する送信部をさらに備える、ことを特徴とする請求項1から請求項9のいずれかに記載のシステム。

【請求項11】

前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容は、前記選択された設計番号と関連づけて前記記憶部に記憶され、

前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信する送信部をさらに備え、

前記送信部は、医務査定の診査区分が前記入力部により入力されるのに応じて、前記記憶部に記憶された前記選択された設計番号及び前記診査区分を、前記サーバに送信し、

前記サーバは、受信した前記選択された設計番号及び前記診査区分を、引受査定を行う各案件の情報を格納する前記第2のデータベースに格納する、ことを特徴とする、請求項1から請求項10のいずれかに記載のシステム。

【請求項12】

各設計内容の送信とともに、前記第1のデータベースに格納された前記顧客情報が前記サーバから前記携帯端末に送信される、ことを特徴とする請求項1から請求項11のいずれかに記載のシステム。

【請求項13】

前記画面制御部は、営業職員が操作を行う画面と契約者が操作を行う画面とで基調色を変更する、ことを特徴とする請求項1から請求項12のいずれかに記載のシステム。

【請求項14】

前記画面制御部は、前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申

込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、手書きによる署名のための署名領域を設ける、ことを特徴とする請求項1から請求項13のいずれかに記載のシステム。

【請求項15】

前記画面制御部は、前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、医務査定の診査区分にかかわらず共通する申込内容の入力の最後に、手書きによる署名のための署名領域を設ける、ことを特徴とする請求項1から請求項14のいずれかに記載のシステム。

【請求項16】

前記画面制御部は、医務診査の診査区分が告知書扱である場合、告知書フォームを前記申込画面に表示する、ことを特徴とする請求項1から請求項15のいずれかに記載のシステム。

【請求項17】

前記画面制御部は、

前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、手書きによる署名のための署名領域を設け、

医務診査の診査区分が告知書扱である場合、告知書フォームを、前記署名領域への契約者による署名の後に前記申込画面に表示する、ことを特徴とする請求項1から請求項16のいずれかに記載のシステム。

【請求項18】

前記画面制御部は、前記申込画面に表示される告知書フォームの入力項目のうち、前記選択された設計番号に応じて入力が必要な項目を色づけする、ことを特徴とする請求項1から請求項17のいずれかに記載のシステム。

【請求項19】

前記画面制御部は、これまでに入力された申込内容に基づいて、前記申込画面に表示される入力項目を切り替える、ことを特徴とする請求項1から請求項18のいずれかに記載のシステム。

【請求項20】

通信回線を介してサーバと接続可能な携帯端末であって、

プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記サーバに設けられた第1のデータベースに管理された顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かが判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて格納する記憶部と、

該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する画面制御部と、

前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部と
を備え、

前記サーバは、

各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、
前記携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する前記第1のデータベースと、
設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベース
と、を備え、

前記画面制御部は、

告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示し、

前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示し、
前記告知書フォームに入力された告知内容は、前記携帯端末から前記サーバに送信され、
管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納される、
ことを特徴とする携帯端末。

【請求項21】

通信回線を介して携帯端末と接続可能なサーバであって、

各設計内容による設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を

行う判定部と、

前記携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する第1のデータベースと、
設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベース
と、を具備し、

前記携帯端末は、

プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記第1のデータベースに管理された
顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否か
が判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて格納する記憶
部と、

該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計
内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する画面制御部と、

前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部と
を具備し、

前記画面制御部は、

告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示し、

前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示し、
前記告知書フォームに入力された告知内容は、前記携帯端末から前記サーバに送信され
、管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納される、
ことを特徴とするサーバ。

【請求項22】

各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、
携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する第1のデータベースと、設計番号、
診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベースと、を具備する
サーバと、

該サーバに通信回線を介して接続可能な携帯端末と、
の間において行われる方法であって、

前記携帯端末が、プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記第1のデータ
ベースに管理された顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基
準に合致するか否かが判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づ
けて記憶部に格納するステップと、

前記携帯端末が、該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関
連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御するステッ
プであって、告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示すること、及び、
前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示すること、
を含むステップと、

前記携帯端末が、前記申込画面内の入力項目に入力を行うステップと、

前記携帯端末が、前記告知書フォームに入力された告知内容を前記サーバに送信するス
テップと、

前記サーバが、前記携帯端末から受信した前記告知内容を管理番号に関連づけて前記第
2のデータベースに格納するステップと、
を含むことを特徴とする方法。